

第 2 4 3 回 定 例 会  
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

( 令 和 2 年 3 月 9 日 )

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第3号）

○開会の日時 令和 2年 3月 9日 午前10時00分開議  
午後 1時59分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（21人）

委員長	鎌田 ちよ子	副委員長	岡崎 健吾
委員	佐藤 武	委員	工藤 祥子
”	杉浦 弘樹	”	富岡 直哉
”	村中 浩明	”	佐藤 広政
”	濱田 栄子	”	山本 留義
”	斉藤 孝昭	”	富岡 幸夫
”	東 健而	”	野中 貴健
”	佐賀 英生	”	原田 敏匡
”	浅利 竹二郎	”	佐々木 肇
”	住吉 年広	”	白井 二郎
”	佐々木 隆徳		

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

市	長	宮下 宗一郎														
副市	長	鎌田 光治														
副市	長	川西 伸二														
教	育	長 氏家 剛														
公	営	企	業	管	理	者	花	山	俊	春						
総	務	部	長	村	田	尚										
企	画	政	策	部	長	吉	田	和	久							
財	務	部	長	吉	田	真										
財	務	部	税	務	調	整	監	政	策	推	進	監	樋	山	政	之
民	生	部	長	中	里	敬										
民	生	部	市	民	サ	ー	ビ	ス	推	進	監	坂	野	か	づ	み
政	策	推	進	監												

福 祉 部 長	瀬 川 英 之
健康づくり推進部長	佐 藤 孝 悦
子どもみらい部長	須 藤 勝 広
経 済 部 長	佐 藤 節 雄
都 市 整 備 部 長	光 野 義 厚
都市整備部建設技術監 政 策 推 進 監	小笠原 洋 一
川 内 庁 舎 所 長	二本柳 茂
大 畑 庁 舎 所 長	立 花 一 雄
脇野沢庁舎所長 総務部シティプロモーション推進監	浜 田 一 之
会 計 管 理 者	野 藤 賀 範
選挙管理委員会事務局長	木 村 善 弘
監 査 委 員 事 務 局 長	田 中 宏 司
農業委員会事務局長 経済部理事	金 浜 達 也
教 育 部 長	松 谷 勇
公営企業局長 下水道部長	濱 谷 重 芳
総 務 部 政 策 推 進 監	角 本 力
総務部副理事 市長公室長	千代谷 賀土子
企画政策部政策推進監 企 画 調 整 課 長	中 村 智 郎
財 務 部 副 理 事 管 財 課 長	中 村 久
福祉部政策推進監 福祉政策課長	工 藤 淳 一
健康づくり推進部政策推進監 予 防 ・ 医 療 課 長	小 田 晃 廣
経済部政策推進監 観光戦略課長	伊 藤 大 治 郎
教育委員会事務局政策推進監 総 務 課 長	木 下 尚 一 郎
教育委員会事務局副理事 学 校 教 育 課 長	飯 田 一 彦
教育委員会事務局副理事 中 央 公 民 館 長	工 藤 和 彦
教育委員会事務局副理事 図 書 館 長	櫻 井 忍
公営企業局政策推進監 下水道部政策推進監	眞 野 修 司
財 務 部 財 務 課 長	石 橋 秀 治
財務部財務課資金企画室長	古 屋 敷 均
財務部施設経営戦略課長	飛 内 義 雄

財 務 部 税 務 課 長	吉 田 由佳子
財 務 部 税 務 課 総 括 主 幹	武 市 千 秋
民 生 部 市 民 ス ポ ー ツ 課 長	中 村 昭 男
福 祉 部 高 齢 者 福 祉 課 長 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	池 田 雅 文
健 康 づ くり 推 進 部 国 保 年 金 課 長	石 田 隆 司
経 済 部 シ テ ィ プ ロ モ ー シ ョ ン 推 進 課 長 ふ る さ と 納 税 推 進 室 長	福 山 洋 司
経 済 部 産 業 雇 用 政 策 課 長 勤 労 青 少 年 ホ ー ム 館 長	小 林 睦 子
都 市 整 備 部 ま ち づ くり 推 進 課 長 官 民 連 携 推 進 室 長	大 澗 聡
川 内 庁 舎 管 理 課 長 川 内 公 民 館 長	鷺 岳 彰 丸
大 畑 庁 舎 管 理 課 長 大 畑 公 民 館 長	佐 藤 時 男
大 畑 庁 舎 市 民 生 活 課 長	菅 原 賢 一 郎
脇 野 沢 庁 舎 管 理 課 長 脇 野 沢 公 民 館 長	三 上 修 一
教 育 委 員 会 事 務 局 総 務 課 幹 総 括 主 幹	畑 中 涉
教 育 委 員 会 事 務 局 生 涯 学 習 課 長	加 藤 昭 広
教 育 委 員 会 事 務 局 生 涯 学 習 課 総 括 主 幹	横 山 拓 子
教 育 委 員 会 事 務 局 学 校 教 育 課 総 括 主 幹	中 居 春 雄
公 営 企 業 局 施 設 課 長	川 島 一 彦
公 営 企 業 局 施 設 課 総 括 主 幹	中 村 満
公 営 企 業 局 施 設 課 総 括 主 幹	立 花 永 咲
公 営 企 業 局 施 設 課 総 括 主 幹	太 田 貢
公 営 企 業 局 施 設 課 総 括 主 幹	松 本 邦 博
公 営 企 業 局 下 水 道 課 長 下 水 道 部 下 水 道 課 長	中 村 亨
財 務 部 財 務 課 主 幹	宮 下 圭 一
財 務 部 税 務 課 主 幹	飯 田 啓 太 郎
財 務 部 税 務 課 主 幹	対 馬 亮 子
財 務 部 税 務 課 主 幹	長 内 誠
福 祉 部 高 齢 者 福 祉 課 主 幹 老 人 憩 い の 家 所 長	川 端 直 子
福 祉 部 高 齢 者 福 祉 課 主 幹	山 崎 憲 一

福祉部高齢者福祉課 地域包括支援センター医療主幹	辻	郁子
健康づくり推進部 国保年金課主幹	野坂	ゆみ
健康づくり推進部 国保年金課主幹	吉田	邦子
都市整備部 まちづくり推進課主幹	蛭子	丈史
都市整備部 まちづくり推進課主幹	笠井	俊介
大畑庁舎市民生活課主幹	澤田	修一
教育委員会事務局総務課主幹	柏谷	圭則
教育委員会事務局 中央公民館館長補佐	澤田	哲也
公営企業局総務課主幹	櫻田	誠
公営企業局下水道課主幹 下水道部下水道課主幹	阿部	博幸
公営企業局下水道課主幹 下水道部下水道課主幹	本田	正大
総務部総務課主任主査	井戸向	秀明
企画政策部企画調整課主任主査	徳	学
民生部市民スポーツ課主任主査	林	力
民生部市民スポーツ課主任主査	西田	裕昭
総務部総務課主査	畑中	佳奈
都市整備部 まちづくり推進課主査	西村	透
総務部総務課主事	菊池	亘
総務部総務課主事	柏谷	諒
民生部市民スポーツ課主事	山形	貴大
民生部市民スポーツ課主事	成田	大貴

○事務局出席者

事務局長	金澤	寿々子	主幹	葛西	信弘
主任主査	堂崎	亜希子	主査	井田	周作

(午前10時00分 開議)

○委員長(鎌田ちよ子) ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。  
ただいまの出席委員は20人で定足数に達しております。

それでは、これより3月6日に引き続き議案第18号 令和2年度むつ市一般会計予算の審査を行います。

今回は、第9款消防費までの質疑が終わっておりますので、本日は第10款教育費から審査してまいります。

第10款教育費について、理事者の説明を求めます。教育部長。

○教育部長(松谷 勇) それでは、第10款教育費のうち、教育委員会が所管しております費目についてご説明いたします。

まず、第1項教育総務費、第1目教育委員会費についてであります。これは教育委員の報酬のほか、教育委員会の運営などに要する経費であります。

次に、第2目事務局費についてであります。これは教育委員会事務局職員等の給与及び事務事業に要する経費でありまして、主なものといたしましては、小・中学校の建物災害保険料、まさかり高校医学部進学・特進コース事業費及び下北Project事業として2,300万円を計上し、実施するものであります。

次に、第3目義務教育振興費についてであります。これは児童・生徒への教育活動や支援に要する経費でありまして、主なものといたしましては、小中一貫教育推進事業費、外国語指導助手派遣事業費、スクールサポーター配置事業費となっております。

次に、80ページに移りまして、第4目教育研修センター費についてであります。これはむつ市教育研修センターの管理運営に要する経費であります。

次に、81ページに移りまして、第5目学務管理費についてであります。これは児童・生徒の入学等の手続や就学援助及び奨学金の貸付けなどに要する経費であります。

次に、第6目教員住宅管理費についてであります。これは教員住宅の管理に要する経費であります。

次に、82ページに移りまして、第2項小学校費、第1目小学校管理費についてであります。これは小学校の管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、学校管理運営費、スクールバス運行管理費、ICTを活用した教育研究事業費となっております。

次に、第2目小学校教育振興費についてであります。これは小学校の教材備品や学校図書などの購入に要する経費であります。

次に、83ページに移りまして、第3項中学校費、第1目中学校管理費につ

いてであります。これは中学校の管理運営に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、学校管理運営費、スクールバス運行管理費、スクールバス購入事業費となっております。

次に、第2目中学校教育振興費についてであります。これは中学校の教材備品や学校図書などの購入に要する経費であります。

次に、関根中学校建設費についてであります。こちらは事業の完了により廃目となっております。

次に、84ページに移りまして、第4項社会教育費、第1目社会教育総務費についてであります。これは社会教育の推進及び生涯学習の振興に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、海と森ふれあい体験館指定管理料、モデル事業としてなかよし会と一体型で行う関根地区を追加する放課後子ども教室推進事業費となっております。

次に、第2目公民館費についてであります。これは中央、川内、大畑、脇野沢の各公民館と地区公民館の管理運営費及び中央公民館の照明器具LED化工事費として2,708万2,000円を計上し、実施するものであります。

次に、85ページに移りまして、第3目図書館費についてであります。これは図書館の本館及び川内、大畑、脇野沢地区の各分館の管理運営費及び図書館の照明器具LED化工事費として2,626万8,000円を計上し、実施するものであります。

次に、第4目文化振興費についてであります。これは芸術文化の振興、文化財の保護に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、文化財収蔵庫管理費、二枚橋2遺跡出土品保存修理事業費、重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業費となっております。

次に、86ページに移りまして、第5目下北自然の家管理費についてであります。これは下北自然の家の管理運営に要する経費であります。

次に、87ページに移りまして、第5項保健体育費、第2目の学校保健費についてであります。これは児童・生徒、教職員の健康診断やけが等の見舞金などに要する経費であります。

次に、第3目学校給食費についてであります。これは児童・生徒へ学校給食を提供するための調理場の管理運営費及び（仮称）むつ市防災食育センター建設事業費として5,274万7,000円を計上し、実施するものであります。

以上が第10款教育費のうち、教育委員会が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） それでは、第10款教育費のうち、民生部で所管して

おります費目についてご説明いたします。予算書の86ページをお開き願います。

第5項保健体育費、第1目保健体育総務費についてであります。これは一般職員の給与、スポーツの推進、各種団体の育成や支援などに要する経費でありまして、主なものとしたしましては、一般職員の給与費のほか、むつ市体育協会及びスポーツ大会開催団体などへの補助金、令和2年7月に当地域で開催されます第75回市町村対抗青森県民体育大会の開催地負担金及び令和7年開催の第80回国民スポーツ大会の準備などに要する費用を計上しております。

次に、88ページに移りまして、第4目体育施設管理費についてであります。これは陸上競技場や野球場、スキー場など体育館を除いた体育施設の整備や管理に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、むつ運動公園及びむつ市釜臥山スキー場の指定管理料、大畑中央公園指定管理料、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金の交付を受けて実施するむつ運動公園陸上競技場第2種公認更新工事及び釜臥山スキー場整備事業に要する経費のほか、各施設の管理費などを計上しております。

次に、第5目体育館管理費についてであります。これは大畑体育館及び川内体育館の維持管理に要する経費を計上するものであります。

次に、第6目ウェルネスパーク管理費についてであります。これはむつ市ウェルネスパークの管理運営に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、ウェルネスパーク指定管理料となっております。

次に、第7目防災緑地・大平マリーナ管理費についてであります。これは平成13年3月策定の大湊港港湾振興ビジョンに基づき整備された防災緑地と大平マリーナ緑地を県との協定に基づき市が管理を行うため、維持管理に要する経費を計上するものであります。

次に、第8目体育館整備費についてであります。これはむつ市総合アリーナを整備するための事業費でありまして、主なものとしたしましては、平成30年度から令和2年度までの3か年の継続費としたアリーナ建設工事費の年割額2億8,600万円、債務負担行為により財産取得契約を締結したバスケットゴールや得点表示システムなどの購入費及びアリーナ利用者のための競技用備品の購入費として2億7,286万7,000円を計上しており、令和2年度の予算総額は5億6,237万3,000円となっております。

次に、89ページに移りまして、令和2年度から新設する第9目むつ市総合アリーナ管理費についてであります。これは本年9月にオープンするむつ市総合アリーナの管理運営に要する経費でありまして、プレオープン期間や



落成式などの開館行事等に要する費用及びオープン後の維持管理に要する費用を計上しております。

以上が第10款教育費のうち、民生部が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） それでは、2点ほど質疑させていただきます。

初めに、86ページの国民スポーツ大会準備事業費についてであります。具体的には令和2年度はどのような準備事業となるのか。また、2025年の開催を迎えるまでの当市の準備計画についてお伺いいたします。

次に、88ページのむつ市総合アリーナ整備事業費についてであります。6月末の本体工事完成に向けてあと数か月となりましたが、現時点での総事業費はどのくらいになるのかお知らせ願います。

○委員長（鎌田ちよ子） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（中村昭男） お答えいたします。

まず、国民スポーツ大会準備事業費についてですが、これは本大会開催に向けた競技力の向上及び開催競技の振興を目的に、競技の普及事業や強化練習会など、関係競技団体と連携して行う会場地市町村競技拠点化推進事業費として31万5,000円を計上するほか、当市開催予定の競技でありますボード競技の特設コース並びに競技会場等施設設計に係る事前調査業務委託料として283万円、先催県の視察旅費として40万7,000円を計上しております。

次に、2025年国民スポーツ大会の本大会開催までの当市における準備計画につきましては、開催の4年から5年前には準備委員会を設立、開催の3年前には実行委員会を設立、開催の前の年となる令和6年にはリハーサル大会を実施し、令和7年に本大会を開催する予定となっております。

○委員長（鎌田ちよ子） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） むつ市総合アリーナ整備事業費のご質疑にお答えいたします。

令和2年度当初予算ベースでの概算となりますが、現時点での事業費総額は54億968万9,000円と見込んでおります。これは、平成30年度当初予算ベースでお示しした事業費と比較いたしますと、事業費総額は4億4,886万7,000円の増となりましたが、財源対策に全庁一丸で取り組んでまいりました結果、国の社会資本整備総合交付金の増額並びに青森県からの負担金交付により、市の負担額は6億7,993万3,000円の減となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（鎌田ちよ子） 富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） 総合アリーナの総事業費につきましては理解いたしました。令和2年度にはアリーナを使用する大会予定となつてございます青森県民体育大会も迫つてきておりますので、しっかりとした形で各市町村選手団を迎え入れていただきますようよろしくお願いいたします。

国民スポーツ大会準備事業費につきましては、ボート競技施設の事前調査業務委託料とのことでありましたが、当市開催予定のその他の競技については既存施設をそのまま使用しての実施となるのか、この点について再度お伺いいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（中村昭男） お答えいたします。

当市で開催予定の競技のうち、フェンシングとバスケットボール成年女子につきましては、むつ市総合アリーナを主会場として、セーリングについては大平マリーナを主会場として予定しているほか、隣接しているむつ市ウェルネスパークを選手、監督などの控え所や式典会場とする予定でありまして、既存の施設を有効に活用する予定としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。野中貴健委員。

○委員（野中貴健） 87ページ、教育費の第3目の令和5年度供用開始予定のむつ市防災食育センター建設事業費について4点お伺いいたします。

1点目として、学校給食の施設を集約する計画ですが、建設場所としてどこを予定しているのかお伺いいたします。

2点目として、4,200食を提供できる施設の予定ですが、その数字の根拠をお伺いいたします。

3点目として、西通の給食センターはまだ新しいからだと思えますけれども、将来的には川内、脇野沢地区も含めたとありますが、予測として大体いつ頃になるのか、お示しお伺いいたします。

4点目として、現在の教育振興会など業務委託しているところのままで開設を行うのか、それともまた新しい業者をコンペなどで募っていくのかお伺いいたします。

以上、4点お伺いいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局政策推進監総務課長（木下尚一郎） お答えいたします。

まず、建設予定地ではありますが、むつ市真砂町の現在建設中でありましてむつ市総合アリーナの南側を予定しております。

次に、調理能力を4,200食とする根拠であります。供用開始を予定する令和5年度の児童・生徒数の見込みは3,500人ですが、これに教職員480人、あとむつ養護学校への提供が160食ありますので、4,200としたところでございます。

次に、西通学校給食センターについてですけれども、こちらは平成24年度の建設で、築後7年の経過であります。おおむね給食施設は、築後15年程度で空調設備の改修や厨房機器の更新等大規模改修が必要となりますことから、そのタイミング等を見極めまして、集約することを考えております。

次に、現在大畑給食センターの調理はむつ市教育振興会に委託しておりますが、新施設の委託業者の選定方法につきましては、現在基本構想の策定と併せて検討中でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（鎌田ちよ子） 野中貴健委員。

○委員（野中貴健） おおむね分かりました。まだ3年ほどありますので、いろいろ計画中というのもありますけれども、1点だけ再質疑をさせていただきます。

現在自校方式と給食センター方式と合わせて何か所むつ市にあって、合計何名の、正職員、臨時職員含めてですけれども、働いているのかと、あとは完成後職員は大体何人ぐらいで運営するのか、この1点だけお聞きいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局政策推進監総務課長（木下尚一郎） 現在自校式が9校、センター方式が3施設で、職員の人数ですが、正職員の調理師が11名、臨時職員が32名、栄養士7名、委託先の職員が12名で合計62名であります。新しい施設の職員数とのことですが、正職員2名、栄養士2名、調理員はあくまで受託業者が決定することではありますけれども、現在と同数程度の五十数名を想定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 数点質疑させていただきます。

まず82ページ、第2項小学校費のところの教材備品・学校図書購入費でちよっとお尋ねいたします。図書購入費は717万8,000円、教材備品も含めてですけれども、子供たちの読書を振興するためにどういう施策を取っているのか、1点お願いいたします。また、子供たちの読書数がどれくらい伸びているのかということをお尋ねいたします。

次に、85ページの社会教育費の図書館費のところ、図書館改修事業でL

ED化等が提案されていますけれども、例えば川内、脇野沢、それから大畑の図書室の状況ということをお知らせください。どういうふうの開館しているか、それから暖房の設備等はどうなっているのかということで、お知らせください。

次に、86ページ、二枚橋2遺跡出土品保存修理事業費ということで、どういった新しい出土品が出てきたのか、またどういった事業内容になっているのかお知らせください。

それから、先ほど野中委員が質疑いたしましたけれども、87ページのむつ市防災食育センター建設事業費のところで、大規模な防災センターと給食センターになると思いますけれども、例えばノロウイルスとか、そういったリスクについてはどういうふう考えているのか。それから、ここは海岸沿いですので、津波とか、そういった対策等についてはどういうふう考えているのかお伺いいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） 学校教育課総括主幹。

○教育委員会事務局学校教育課総括主幹（中居春雄） お答えいたします。

図書に関する読書を推進するための施策でありますけれども、各学校では国語の教材ですとか、それから総合的な学習における調べ学習などで既に読書、それから図書を活用する学習については力を入れて推進しております。また、児童会や生徒会の図書委員会などで新しい図書を紹介したり、感想文を募集したりするなど、子供たちが読書に興味を持てるように活動しております。

それから、読書数に関する変容についてですけれども、教育委員会ではその数の集計はしておりませんが、各学校では個人の子供たちの読書カードなどでその読書数を把握し、読書に親しめるよう指導に努めております。

○委員長（鎌田ちよ子） 図書館長。

○教育委員会事務局副理事図書館長（櫻井 忍） 各分館の内容は、各分館長のほうから説明させていただきます。

○委員長（鎌田ちよ子） 川内公民館長。

○川内庁舎管理課長川内公民館長（鷺岳彰丸） お答えいたします。

川内図書館について、照明は蛍光灯を使っております。また、暖房についてはバーナー式の暖房器具を使っております。

○委員長（鎌田ちよ子） 大畑公民館長。

○大畑庁舎管理課長大畑公民館長（佐藤時男） お答えします。

大畑の図書館のほうですけれども、照明は蛍光灯を使っております。暖房のほうはFF式のストーブを使っております。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 脇野沢公民館長。

○脇野沢庁舎管理課長脇野沢公民館長（三上修一） お答えいたします。

脇野沢の図書館は、照明については蛍光灯を使用しております。暖房は、ボイラー式になっております。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子）生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（加藤昭広） 二枚橋2遺跡出土品保存修理事業についてお答えをいたします。

こちらの事業につきましては、現在継続で行っております事業となっておりますことから、新しい事業ではございません。令和2年度では、石棒1点、石塔2点、石製玉、石の玉でございますけれども、こちらのほう25点の計28点の修理を予定しております。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局政策推進監総務課長（木下尚一郎） 防災食育センターについてお答えいたします。

ノロウイルス等によるリスク管理ということですが、リスク管理につきましては学校給食衛生管理基準にのっとりまして、対応してまいりたいと思っております。

また、津波に対するリスクについてということですが、津波に関しましては構造グレードを強いものにすること、また高床とすることで対策してまいりたいと思っております。

以上です。

（不規則発言あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局政策推進監総務課長（木下尚一郎） 建物のほかに、そこは浸水区域外になっておりますので、お答えしておきます。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） まず、図書の読書の状況ですが、各学校ではポイント等で図書を勧めているということですが、教育委員会のほうとしても、そういったふうな進捗状況というのを把握して、やはり一緒に考えて施策を打っていただきたいなと思っておりますけれども、そこを再質疑しておきます。

それから、現状各分館の図書室の状況ですけれども、私も川内、脇野沢についてはあまり知り得ないのですけれども、大畑の状況ですと少し日陰というか、陰になっていまして、寒いというイメージを持って帰ってきました。子供たちが放課後に行って、その時間帯には恐らくしっかり管理してくださっていると思うのですけれども、平日そっと行ったときに、ちょっとそこで落ち着いて何か調べものしたいなという気分になるような図書館ではないので、徐々にそういった各地域の図書室の整備というのも考えていただきたいなと思います。それが放課後の子供たちの居場所づくりにもなっていくと思いますので。図書館、図書室は、やはり子供たちに知能、知識を与える宝庫であると私も思っていますので、見逃さないで、少し大きく捉えて、時間外の子供たちの居場所づくりというものをしっかりしていただきたいなと思っています。

それから、蛍光灯については、これから明るいほうに改善していくということで予算措置ありましたので、暖房とか、そういったものも各分館のほうにはしっかり対応するようにお願いしたいと思います。経済も大事ですけれども、そのときそのときの子供たちの環境をしっかり守るのが私たちの仕事だと思っていますので、そこはお願いしておきます。

それから、二枚橋2遺跡ですけれども、新たな事業ではなく、これまでの継続事業であるということですのですけれども、継続しながらも、時にはやはり皆様にお見せするというのも大事ではないかなと思います。国の重要文化財に指定されるものに対しては、様々な規格というか、そういったのがありまして、簡単にも見せられない、設備をしっかりしなければ展示できないということがあります。でも、それ以外のものも多分あると思いますので、そういったもの、やっぱり意識づけというのも大事ではないかなと思っています。今縄文の時代に学ぶことがたくさんありますので、そこは何か展示というのは考えているのかお知らせください。

○委員長（鎌田ちよ子） 学校教育課総括主幹。

○教育委員会事務局学校教育課総括主幹（中居春雄） 読書について、教育委員会でもっと把握をしないかという内容のお尋ねについてお答えいたします。

学校の子供たちが読書をどのようにしているかということにつきましては、読んでいる本の冊数やページ数様々あります。さらに、おうちで読んでいる本を学校で読んだり、学校の図書室で借りている本、または教室の中にある本、様々な状況があり、実数を把握することの難しさもあります。また、各学校では様々な調査が来るため、その本の調査をするだけでも結構な労力

を必要とすると思います。

学校では、読書を推進していくことの大切さは非常に重視しておりまして、私たちが学校訪問をしていても、各教室や図書室など様々なところ、ほかの廊下も含めてですけれども、新しい図書の紹介ですとか、力を入れていることはよく伝わってきておりますので、それ以上学校のほうに負担になるような実数の把握などは今のところは考えておりません。

ただ、委員がおっしゃるように、読書に力を入れていくことの重要さは大変重視しておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（鎌田ちよ子） 委員長より申し上げます。

委員会では自由に質疑し、意見を述べることができますが、その内容は全て簡潔にするものとしておりますので、皆様のご協力、よろしくお願い致します。

生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（加藤昭広） 二枚橋2遺跡の出土品の中で、指定品以外のものの展示ということで、できないものかというふうなお尋ねでございますが、来年度、令和2年度で県主催によりまして、大畑地区で発掘の出土品の展示開催をする予定になっているということで伺っておりますので、教育委員会といたしましても協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） ありがとうございます。二枚橋バイパスの工事の際に、新しい出土品がまたたくさん出ていると聞き及んでおりますので、市としても積極的に県と連携を組みながら、縄文の遺跡については様々な点で発信していただきたいなと思っております。

それから、先ほどの防災食育センターについては、浸水域外であるというお話を頂きましたけれども、想定外という災害がこれまで毎年起きてきております。そういうことをまたじっくり考えながら進めていただきたいなと思っておりますので、お願いして終わります。

○委員長（鎌田ちよ子） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 総合アリーナ整備事業に戻りますけれども、先ほど55億円近くということで報告がありました。私が議員になったばかりの頃、2016年では総事業費が40億円の見込み、2017年には45億円ぐらいという、そういう説明でした。確かに社会状況によって変化があり得るという説明がついていました。今回、来年度の9月オープンということで、確かにその都度議員に説明はあったかと思いますが、膨れ上がった理由をまとめて説明をお願いい

たします。

それから、2点目が総合アリーナの維持費、1年間にどのくらいかかるのか。前ほかの議員が聞いたときは、5,000万円から1億円ということでしたけれども、大体1年間どのくらいの維持費が見込まれるのかということ。

それから、ちょっと違いますけれども、総合アリーナと離れますが、むつ市民の方が弘前大学に重要な文化財、遺跡をたしか寄附したという話を新聞紙上で見まして、本当に残念だなと思って、むつ市の貴重なそういう文化財が弘前のほうに行っているということで、むつ市に話があったのかということ、本当にむつ市民としては残念に思いましたので、そのことも伺いたいと思います。

○委員長（鎌田ちよ子） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、総合アリーナの整備費でございましてけれども、何か今回突然膨れ上がったかのようなお尋ねでありましたけれども、我々としては都度議会にご報告申し上げ、というか、予算案の中で御議決いただきながら、丁寧に進めてまいったつもりでございまして。

今回の内訳に関しては、この後担当からご説明させていただきますが、先ほど部長が答弁いたしましたとおり、前回ご説明した際よりも4億4,886万7,000円の総事業費で増額となりましたが、一方で市の負担額という部分でいくと、6億7,993万3,000円の減というふうになってございまして。これは、簡単に申し上げますと、交付金等の獲得というものが見込みよりも多くなったということでございまして。したがって、アリーナ整備費の実質負担額は、当初予定していた13億円よりも少なくなりまして、市の実質的な負担額は11.4億円ということで済むということになります。

こうしたことを見ますと、市の1年間の負担額ベースで見ると、年間維持費を1億円というふうに見込んでおりまして、さらに年間償還額を1.4億円と見込んでおります。これに普通交付税が1億円入りますので、市の実質的な負担は年間1.4億円ということで見込んでございまして。

弘前大学への寄附というお話ありましたが、これ個人所有のものの寄附について、我々当市として何か申し上げる立場にはないということはお伝え申し上げます。

○委員長（鎌田ちよ子） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） それでは、ただいまお尋ねいただきました2016年度から総事業費が変わっているのではないかとということですが、これの基本計画を立てたのが2016年度と。この際には、どのような施設を建設すべきかと



いう全く基本的なもので、建築費につきましては類似施設等を参考にその当時の、または参考にするためには2016年以前の価格をもって推定をしたものであります。

その後2017年、基本設計を開始し出しまして、基本設計の際にはさらに建設費並びに関係費の精度を高めて行った結果として45億円というのを一応総事業費として見込んでおりました。

その後実際に工事に着手ということで、平成30年度に議会のほうにご提案申し上げた際には、その間の社会情勢等の変動によって、公共工事を取り巻く環境というのは非常に厳しくなっておりました。その結果として、工事費の積算等において適切に積算した結果49億6,082万2,000円の総事業費となったということで、議会のほうにも丁寧にご説明申し上げ、ご理解を頂いて進めてきたところであります。

今回につきましては、12月定例会にもお示しをさせていただきましたが、現在を取り巻く労務環境や、それから労働者を確保するための遠隔地の経費並びに資材の高騰などから、2億8,600万円を工事費に増額をしております。さらに今回備品購入費を利用者の皆様の要望、それから今後皆様にご活用いただくために必要な経費として、備品購入費を1億6,000万円程度増額という形で、結果として先ほど申し上げました54億968万9,000円の総事業費を見込んでおるところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。東健而委員。

○委員（東 健而） 委員長の要望に応えるために、簡潔に質疑したいと思います。

81ページの第6目教員住宅管理費、これについて質疑いたします。この管理費というのは、どこの教員住宅なのか。そして、この管理に要される建物は何棟になっているか。そして、この建物には入居しているのかどうか。それ1点だけお伺いいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局政策推進監総務課長（木下尚一郎） お答えいたします。

この経費のかかる教員住宅は、ということですがけれども、現在使用している教員住宅は川内地区で一戸建て11棟、脇野沢地区1棟5戸建て2棟の21戸分となっております。うち現在入居しておりますのは川内3戸、脇野沢8戸の11戸となっております。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 東健而委員。

○委員（東 健而） そうすれば、入居している人の住宅だけにかかっている

ということでしょうか。

○委員長（鎌田ちよ子） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局政策推進監総務課長（木下尚一郎） 入居以外でも水抜きとかそういう使用後、今現在使用していなくても、そういう若干の維持管理費はかかっております。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。

これで第10款教育費についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時46分 再開

○委員長（鎌田ちよ子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第11款公債費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（吉田 真） それでは、第11款公債費についてご説明いたします。予算書の90ページをお開き願います。

まず、第1項第1目元金についてであります。これは各事業の実施や臨時財政対策債等で借り入れした長期債の元金償還金であります。

次に、第2目利子についてであります。これは長期債及び一時借入金に係る利子の支払いであります。

ご審査のほどよろしく願います。

○委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。

これで第11款公債費についての質疑を終わります。

次は、第12款諸支出金について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（吉田 真） それでは、第12款諸支出金についてご説明いたします。

第1項第1目公営企業費についてであります。これは下北医療センターが運営する病院事業、公営企業局所管の水道事業会計及び下水道事業会計に対する一般会計の負担金、補助金及び貸付金であります。

ご審査のほどよろしく願います。

○委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。

これで第12款諸支出金についての質疑を終わります。

次は、第13款予備費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長(吉田 真) それでは、第13款予備費についてご説明いたします。

第1項第1目予備費についてであります。これは予算の不足を補うためのものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(鎌田ちよ子) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。

これで第13款予備費についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○委員長(鎌田ちよ子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、歳入の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第21款市債まで一括説明を受け、審査いたします。

理事者の説明を求めます。税務調整監。

○財務部税務調整監(樋山政之) 歳入のうち、第1款市税についてご説明いたします。予算説明書の8ページをお開き願います。

初めに、総括的な部分について申し上げます。市税総額は57億4,857万5,000円を計上しております。これを前年度と比較しますと、金額では9,858万6,000円、率にして1.7%の減となっております。予算の積算に当たりましては、令和元年度の決算見込みを基に、税制改正による影響及び景気経済動向等を加味して求めた調定額に徴収率を乗じて予算額を積算しております。

なお、徴収率につきましては、現年度課税分を98.8%、滞納繰越分を14.7%、全体では前年度と同率の94.7%の見込みとしております。

続いて、10ページに移りまして、税目ごとにご説明いたします。まず、第1項市民税についてであります。前年度に比べ9,316万5,000円、率にして3.3%減の26億9,921万8,000円を計上しております。内訳といたしまして、第1目個人市民税は、給与所得は前年度と同程度と見込んだものの、納税義務者数の減や営業所得の減少を見込んだことから、前年度に比べ2,200万

3,000円、率にして0.9%の減、第2目法人市民税についても法人税割の税率改正による減を見込み、前年度に比べ7,116万2,000円、率にして20.1%の減としております。

次に、第2項固定資産税についてであります。土地は減額補正の適用による減を、家屋は新增築家屋による増を、償却資産については前年の申告状況等から減を見込み、全体では前年度に比べ299万8,000円、率にして0.1%増の22億925万5,000円を計上しております。

次に、第3項軽自動車税についてであります。環境性能割の創設等により、前年度に比べ1,065万7,000円、率にして6.9%増の1億6,553万2,000円を計上しております。

次に、11ページの第4項市たばこ税についてであります。販売本数の減少により、前年度に比べ1,969万1,000円、率にして3.7%減の5億1,082万9,000円を計上しております。

次に、第5項都市計画税についてであります。新增築家屋の増などにより、前年度に比べ55万6,000円、率にして0.3%増の1億6,220万3,000円を計上しております。

最後に、第6項入湯税についてですが、前年度に比べ5万9,000円、率にして4%増の153万8,000円を計上しております。

以上が第1款市税についての説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） それでは、私からは市税を除く歳入についてご説明いたします。予算書の11ページ下段からとなります。

第2款地方譲与税についてであります。これは第1項地方揮発油譲与税及び12ページの第2項自動車重量譲与税共に市町村道の延長及び面積に案分して交付されるものであります。また、第3項森林環境譲与税は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備やその促進に関する費用として交付されるものであります。地方譲与税は、前年度交付見込みに地方財政計画の伸び率を勘案し計上しております。

次に、第3款利子割交付金についてであります。これは預金利子等の収入に課税された税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込みに地方財政計画の伸び率を勘案し計上しております。

次に、第4款配当割交付金についてであります。これは一定の上場株式等の配当等に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して

交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度と同額で計上しております。

次に、第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。これは株式等の譲渡所得に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し計上しております。

次に、13ページの第6款法人事業税交付金についてであります。これは令和2年度から法人住民税、法人税割の税率が引下げられることに伴い、市町村の減収分を県が市町村に交付するもので、青森県から示された試算額を計上しております。

次に、第7款地方消費税交付金についてであります。これは消費税等と同様に課税される地方消費税の一部が国勢調査人口や従業者数等に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率等を勘案し計上しております。

次に、第8款環境性能割交付金についてであります。これは令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、代わって自動車税環境性能割が導入されたことに伴い交付されるもので、市町村道の延長及び面積に案分して交付されるものであります。交付額は、前年度下期の交付見込額を基に計上してございます。

次に、第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。これは自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫及び燃料庫等の土地、建物及び工作物に対し、固定資産税との均衡を図る趣旨から交付されるもので、10分の7が対象資産の価格の案分により、10分の3が所在市町村の財政状況等を考慮し交付されることとなっております。交付額は、前年度と同額を計上しております。

次に、第10款地方特例交付金についてであります。これは個人市民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収を補填するため、個人住民税減収補填特例交付金及び自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するための自動車税減収補填特例交付金並びに軽自動車税減収補填特例交付金であります。

なお、14ページにあります子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、幼児教育の無償化に伴い、令和元年度のみ交付でありましたので、廃項となっております。

交付額総額は、前年度交付見込額及び伸び率を勘案し計上しております。

次に、第11款地方交付税についてであります。これは国税の一部を地方

公共団体がひとしくその行うべき事務が遂行できるよう、一定の基準により国から交付されるものでありまして、普通交付税につきましては、前年度交付額に地方財政計画の伸び率を勘案し計上しております。

次に、第12款交通安全対策特別交付金についてであります。これは交通安全施設の設置や管理に要する経費に充てる目的で設けられたもので、交通反則金の収入が交通事故発生件数等を算定の基礎として交付されるものでありまして、前年度交付見込額及び伸び率を勘案し計上しております。

次に、第13款分担金及び負担金についてであります。これは下北圏域障害支援区分認定審査会設置負担金、老人ホーム入所者負担金、保育児童保護者負担金等であります。減額の主な理由は、令和元年10月からの幼児教育無償化に伴い、保育児童保護者負担金が減額となったことによるものであります。

なお、衛生費負担金は廃目となりますが、前年度まで養育医療費負担金を衛生費負担金としておりましたが、これを民生費負担金に移行したためであります。

次に、15ページから16ページにかけての第14款使用料及び手数料についてであります。これは斎場、市営住宅、福祉施設等各種公共施設の利用に係る使用料及び戸籍、健診、一般廃棄物処理等各種行政サービスに係る手数料が主なものであります。増額の主な理由は、第5目商工使用料のうち、ふれあい温泉川内並びに濃々園の市直営化による温泉使用料の増及び第7目教育使用料のうち、むつ市総合アリーナ供用開始に伴う体育施設使用料の増によるものであります。

次に、17ページから19ページにかけての第15款国庫支出金についてであります。これは各種事務事業に係る国の負担金、補助金及び委託金であります。増減の主な理由は、17ページの第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金のうち、保育所運営費負担金が増となった一方、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金のうち、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金が事業完了により減となったことによるものであります。

次に、19ページから22ページにかけての第16款県支出金についてであります。これは各種事務事業に係る県の負担金、補助金及び委託金であります。増額の主な理由は、21ページの第12目原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金が増となったことによるものであります。

次に、23ページから24ページにかけての第17款財産収入についてであります。これは土地、建物、市有牛等の貸付けに係るもののほか、市有地、立木等の売払いに係るものであります。これは、24ページの第2項財産売払収

入のうち、第1目不動産売却収入増によるものであります。

次に、24ページの第18款寄附金についてであります。これはふるさと納税寄附金及びまち・ひと・しごと創生寄附金であります。増額の主な理由は、まち・ひと・しごと創生寄附金が増となったことによるものであります。

次に、25ページの第19款繰入金についてであります。これは事業目的に基づく各種基金からの繰入れと特別会計からの繰入れであります。増額の主な理由は、第1項基金繰入金、第11目公共施設整備基金繰入金及び第12目減債基金繰入金が増額となったことによるものであります。

次に、26ページから28ページにかけての第20款諸収入についてであります。これは奨学金貸付金元金収入のほか、一部事務組合下北医療センター貸付金元金収入及び他の地方公共団体等の事務の受託に伴う事業収入、その他いずれの款にも属さない収入等であります。減額の主な理由は、28ページの第4目雑入のうち、コミュニティ助成事業費助成金が減となったことによるものであります。

次に、28ページから29ページにかけての第21款市債についてであります。第1目総務債のうち、臨時財政対策債は地方財政計画の減少率を勘案し計上しておりますほか、普通建設事業の財源として発行するものであります。減額の主な理由は、借換債が増となったものの、むつ市総合アリーナ整備事業に伴う体育施設整備債が減となったことによるものであります。

なお、廃目となります衛生債につきましては、新ごみ処理施設整備に係る清掃施設整備債を計上していたものであります。

次に、30ページの自動車取得税交付金は、第8款環境性能割交付金の創設により廃款となっております。

この結果、歳入総額は歳出と同額の363億5,000万円となりました。

以上が歳入全般の説明であります。ご審査のほどよろしく願います。

○委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 2点お尋ねします。

まず、第20款諸収入、これ27ページですけれども、一部事務組合貸付金元金収入、これの下北医療センターに対する貸付けの20億円の経緯についてお尋ねいたします。

もう一点は28ページ、第21款市債、臨時財政対策債6億1,000万円ありますけれども、その元利償還金相当額について、全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入するとされておりますけれども、後年度とは何年後のこ

となのか。また、需要額に算入時、いつの分ということが確実に分かるようになっていてのか、この2点をお尋ねいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） お答えいたします。

まず、下北医療センターに対する20億円の貸付けの経緯というところでございます。まず、この貸付けにつきましては、むつ総合病院の一時借入金の縮減を目的として平成29年度は10億円、平成30年度からは毎年20億円の年度内の貸付けを行っているところであります。

市では、財源対策の一環として、一時借入金の縮減のため基金の繰替運用を行っております。この基金の繰替運用とは、基金の現金を金融機関に預金するのではなく、歳計現金として活用、つまり手持ちの現金として日々の支払いに使うということを行っております。この繰替運用により、市の一般会計の一時借入金利子は大幅に縮減しております。

一方、むつ総合病院では市の債務負担行為のほか、診療報酬の収入のタイミングの関係で、年間を通じて多額の一時借入金が発生している状況にあります。このことから、合併特例債を原資とした地域基盤安定化基金、この財源を活用して基金の繰替運用を行って、むつ総合病院に20億円を貸し付けているものであります。この貸付けにより、むつ総合病院では平成30年度で約1,600万円の一時借入金利息の軽減を図っているところでございます。

2点目の基準財政需要額には何年後に算入されるかというところでございます。まず、臨時財政対策債の償還金及び利子は、後年度の基準財政需要額に算入されるということになりますが、算入の方法につきましては、実際に市が借り入れました市債の償還計画に基づき算入されるのではなく、理論償還と申しますが、国が定める償還年限、据置措置、据置期間、償還方式及び金利により算入されるものでありますことから、市が実際に償還した額と若干差がありますものの、基準財政需要額には100%措置されるということになっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（鎌田ちよ子） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） それでは、再質疑します。

1番の貸付金元金収入についてなのですが、これ下北医療センターに対する債務負担行為が解消されるまでこの行為は続くということの理解をしてよろしいのでしょうか。

2点目の臨時財政対策債についてなのですが、これは地方交付税額等と同等にみなしているのですが、結果的に地方債残高となって、公債費比率を高めることにならないかと、この2点再質疑します。



○委員長（鎌田ちよ子） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） お答えいたします。

まず、下北医療センターに対する債務負担行為が解消するまでこの行為を続けるのかというお尋ねでございますが、当面の間はやはり債務負担行為があるということで、20億円の貸付けを考えておりますが、下北医療センターに対する債務負担行為の額、減っていくかと思いたすけれども、この額と繰替運用できる基金の総額、さらに下北医療センターの経営状況ですとか当市の財政状況、これを総合的に勘案して、最も効果的な方法を選択していくことにしたいと思っております。

2点目の臨時財政対策債は公債費比率を高めることにならないのかというお尋ねでございますが、財政健全化判断比率の指標であります実質公債費比率というものは、公債費の償還額から交付税措置分を除いて算出することになっておりますので、実質公債費比率に影響を与えることはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 1点、質疑というか、内容の確認をさせていただきます。

10ページの第1項市民税の法人の部分でございます。前年度に比べて約7,000万円、率にすると平成30年度、令和元年度と比べても20%減となっております。この大きな要因というか、いろいろ考えられると思うのですが、例えば大きな会社の支店なり営業所が撤退した影響、もしくは市内業者の売上げ減による影響、様々あると思うのですが、この7,000万円の減の要因は何と分析しているかお伺いします。

○委員長（鎌田ちよ子） 税務課長。

○財務部税務課長（吉田由佳子） お答えいたします。

法人市民税の予算額が前年度と比較して大幅に減額になったということの理由といたしましては、まず税制改正がございまして、令和元年10月1日以後に事業年度開始する分からは、法人税割の税率が12.1%から8.4%に変更されました。そのため、税制改正の分の調定の減額に伴う分として、約3,500万円ほどの減額を見込んでおります。

また、今年度の申告の状況、それから直近の企業の決算の状況等を踏まえまして、来年度の申告につきましても減収となるであろうということで、予想しているものでございます。

なお、主要な企業の支店の廃止とか、そういう直接的な原因につきましてはちょっと分析はしておりませんが、法人税割の税額につきましては、2つ以上の市町村にまたがる場合は、従業員の数で案分されて納めることに

なっておりますので、全国的な減収の影響も当市に関わりがあるものと考えております。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 1点だけお願いします。

財産収入について、数字が確定してこのように上がってきているということは、一般競争入札によらない相手があるものだというように理解できるのですが、ここに至った経緯、そして相手があるのであれば、どこへどのようなことか教えていただけるものであれば教えていただきたいなと思います。

○委員長（鎌田ちよ子） 施設経営戦略課長。

○財務部施設経営戦略課長（飛内義雄） お答えいたします。

3か所ほどありまして、大平保育園用地及び大畑中央保育園用地並びに旧畑小学校用地の売払いです。いずれの場合も公益事業に供するため、公共的団体または公共団体への売買となるため、随意契約を予定しております。

○委員長（鎌田ちよ子） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） これは、今言われたように、お答えいただきましたように、先方が随意契約ではっきり目的があってお譲りするというようなことでありますので、これはこちら側からお願いしたものなのか、先方が願い出てきたものなのか、その辺はどのような状況であったのか教えていただきたいなと思います。

○委員長（鎌田ちよ子） 施設経営戦略課長。

○財務部施設経営戦略課長（飛内義雄） 2か所の大平保育園用地及び大畑中央保育園用地は、建物は既に無償譲渡しておりまして、土地については無償貸付けしております。この期間がいずれの場合も3月末をもって満了となることから、売買となるものです。

旧畑小学校用地につきましては、災害時における下北地域の広域的な避難道路を確保するために、冬期間でも車両が通行できるよう県道川内佐井線の除雪を行うための除雪ステーションを整備する用地となっております。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） これは、金額が大きいということで、議会にかかる案件であろうかと思えます。その時点で、ここでその賛否があるわけですけれども。これにかかわらず、むつ市は財政が非常に窮屈な状況にあるということで、遊休資産の活用というふうなことは、この旧畑小学校のように、県がそ

ういうふうな目的でということでありましてけれども、市の努力として遊休資産の処分に、過去にもありましたが、もっともっと積極的にこれを進めていくというような考え方をしていかなければならないと思っております。

例えばでありますけれども、古い話で海老川町の市営住宅の跡地ですとか、そういうふうなものが処理された経緯もあります。今学校の跡地は、いろんな地域の方々の思いで活用が図られているところもありますけれども、朽ちて遊休資産になりつつあるというようなこともありますので、これ以上の努力をしていってもらわなければならないなど、こういうふうに思っておりますけれども、その遊休資産に対する市の当面の考え方を最後にお聞きください。

- 委員長（鎌田ちよ子） 施設経営戦略課長。
- 財務部施設経営戦略課長（飛内義雄） 市有財産の利活用については、事業等での有効活用も方針の一つとしておりますが、未利用となることが確定した資産は、遊休化による時間のロスと機会損失を避けるため、むつ市有財産利活用民間提案制度などを活用し、広く提案を募集し、利活用を促進することとしております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
- 委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。
- 委員（工藤祥子） 確認です。原発核燃関連の交付金は、今年は幾らでしょうか。総額をお知らせください。
- 委員長（鎌田ちよ子） 資金企画室長。
- 財務部財務課資金企画室長（古屋敷 均） 原子力関連の交付金につきまして、お答えをいたします。

電源立地地域対策交付金の国庫支出金は15億123万8,000円、県支出金分が1億5,807万8,000円を合わせまして16億5,931万6,000円となります。これに青森県核燃料物質等取扱税交付金3億1,851万円を加えますと19億7,782万6,000円、さらに原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金2億7,200万円を加えますと22億4,982万6,000円となります。

以上です。

- 委員長（鎌田ちよ子） 工藤祥子委員。
- 委員（工藤祥子） むつ総合病院への補助金もあると思うのですが、そうすると合わせて幾らでしょうか。
- 委員長（鎌田ちよ子） 資金企画室長。
- 財務部財務課資金企画室長（古屋敷 均） お答えいたします。

むつ総合病院への交付分は、4億1,000万円を予定しておりまして、これに加えますと26億5,982万6,000円となります。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 大ざっぱなお尋ねとなりますけれども、ご容赦願います。

先ほど原田委員も言いましたが、市税の落ち込みの内容は先ほどの説明でほぼ分かりましたけれども、全体的に9,300万円の減ということで、一言で言えば今年度の景気が落ち込んでいるという見方をしているのかと、その1点。

それから、14ページの地方交付税に関しまして、伸び率の勘案ということで前年度より7,000万円の増を見込んでおりますけれども、新年度を含め今後の見通しについて、理事者側の考え方を伺います。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 税務課長。

○財務部税務課長（吉田由佳子） お答えいたします。

今年度の景気の見込みということでございますけれども、まず個人市民税につきましても、令和2年度予算のほうを減額で見込んでおります。その理由といたしましては、個人事業者の営業所得の減少が見込まれることによります。

まず、営業所得につきましては、漁業に係る営業所得が平成28年、平成29年と大変急激に増加したということがございました。これが平成30年に平年並みとなりまして、今年につきましてはそれよりもややまた減少するのではないかというふうに見込んでおります。

また、漁業以外の営業所得につきましても、所得のほうが増加している傾向にございます。

法人市民税につきましては、先ほどご説明したとおり、減収のほう、申告の状況等からうかがえるところでございますので、これらを踏まえまして減額というふうにしております。

○委員長（鎌田ちよ子） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） 交付税につきましてお答えをいたします。

まず、国の地方財政計画におきまして、地域社会再生事業費の創設ですとか、臨時財政対策債の抑制等が行われまして、国全体ですけれども、総額で2.5%の増額となっております。当市ではこれを7,000万円の増額と見込んでおります。

普通交付税の今後につきましては、平成27年度から段階的に進んでおりました合併算定替による加算の縮小が令和元年度をもって終了しまして、令和

2年度から新むつ市単体での一本算定となりますことから、今後は人口減少等に伴いまして緩やかに減少していくのではないかと見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 初めの市民税につきまして、営業所得の減ということで、特に漁業の減少が、落ち込みというよりも、元に戻ったというふうな説明ですけれども、来る年は当然、今年度の収入の見通しということで、それに税がかかるわけですが、今ちまたで騒いでいる、我々も含めてですけれども、コロナ等での落ち込みがさらにといいますか、今の段階でどの程度見込めるかというふうな見通しが立つわけではありませんが、そういう減少も見込まなければならないのではないかとというふうな思いでおりますけれども、その点の考え方。

それから、地方交付税につきましては令和2年度からということで、緩やかな減ということで、この先で行けば当然若干の落ち込みを見ているというふうな認識でよろしいのか、その点伺います。

○委員長（鎌田ちよ子） 税務調整監。

○財務部税務調整監（樋山政之） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策というところで、市内の経済の停滞というところが懸念されているという状況でございます。市内の経済状況ということにつきましては、先日市長より行政報告もありましたけれども、非常に憂慮されるという状態と認識してございます。

本予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策実施前の積算ということでございますけれども、今後市税に関してはなかなか納めることが難しくなる方も出てくるというようなことも想定されるところでございます。そういう状況になった際に急激な収入減少とか、そういった部分で納付が困難であるとか、そういった方々に対しましては、納税相談に応じましてきちんとお話を聞かせていただきまして、対象となる場合の減免とか、柔軟な納期の設定ということで対応させていただきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） 普通交付税のお尋ねについてお答えいたします。

委員お尋ねのとおり、緩やかに減少するものとは考えておりますが、新たな施策ですとか、あるいは臨時財政対策債の抑制ということでは、実額は増

えることもあり得るのかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 市税のほうにつきまして、これから当然発生してくるわけですが、できるだけ納税相談等には親身になっていただくようお願いして終わります。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第18号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤祥子委員。

（4番 工藤祥子委員登壇）

○委員（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。

市民生活の暮らし向上の予算が計上されています。しかし、以下の点で賛成できません。

人口減少が著しく、むつ市でも高齢化が高く、厳しい状況が広がっています。一方で、豊かな自然があります。それらを生かした地域の産業をもっともっと重視し、支援していくことが大事だと考えます。

しかし、職員体制一つを見ても、2016年以降、農業、漁業、畜産の職員数は35名から22名に減っています。13人の減です。林業は兼業なのか、正職員は配置されていません。総職員数は、2016年の503人から485人へと18人減っていますが、農業・漁業の総務費で大幅に減っています。地域産業の軽視が表れているのではないかと考えます。

また、むつ市総合アリーナの整備計画では、54億968万9,000円が含まれています。社会的状況や要望を受けて、という答弁でしたけれども、増額の幅があり過ぎます。身の丈に合ったものでしょうか。

また、今年度予算も原発核燃関連マネーは、むつ総合病院を除いて22億5,000万円です。先月、東奥日報社が加盟している日本世論調査会が2月29日と3月1日に実施されました。56%が安全性の向上をしたと思わないと回答、63%は原発を段階的に減らし、将来はゼロにすべきと答えています。原発核燃の交付金は、いつまでもありません。原発核燃関連交付金に頼らず、地域の自立、発展を目指す努力をすべきです。

このような意味で本案に反対いたします。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鎌田ちよ子) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

議案第18号につきましてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立者18人、起立しない者2人)

○委員長(鎌田ちよ子) 起立多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後1時00分 再開

○委員長(鎌田ちよ子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第19号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長(佐藤孝悦) それでは、議案第19号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

本特別会計は、平成30年度決算におきまして、11年ぶりに累積赤字を解消したところであります。しかしながら、加入世帯及び被保険者の減少、高齢化の進行、高額薬剤の保険適用などの影響から、決して楽観できる状況ではないと考えております。

このことを踏まえまして、令和2年度予算の概要をご説明いたします。予算書の8ページをお開き願います。

令和2年度の予算編成に当たりましては、平均加入世帯数を8,420世帯、平均被保険者数を1万2,868人と見込んで積算しております。総括表に明示してありますように、令和2年度の予算総額は歳入歳出共に62億3,059万9,000円となっており、前年度と比較して1億2,282万6,000円の増となっております。

次に、9ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款国民健康保険税は、近年の調定額、収納率の実績から11億9,263万6,000円を計上しております。

次に、第2款使用料及び手数料は、国保税の督促手数料であります。

次に、10ページに移りまして、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は、災害等の特別な事情により交付される災害時特例補助金であります。

次に、第4款県支出金、第1項県負担金・補助金のうち保険給付費等交付金は、国保制度改革に伴い設けられた費目で、保険給付に必要な経費及び国の特別調整交付金や特定健診等に係る負担金など、県を通じて交付される交付金を見込んで計上しております。

第2項財政安定化基金交付金は、国保事業費納付金の納付に際し、歳入が不足する場合に県から交付を受けるもので、名目計上となります。

次に、11ページに移りまして、第5款財産収入は財政調整基金の利子収入であります。

第6款繰入金は、低所得者の保険税軽減分などの保険基盤安定繰入金とその他一般会計からの繰入金を計上しております。

次に、第7款繰越金は、決算において発生した余剰金を繰り越すためのもので、名目計上であります。

次に、12ページに移りまして、第8款諸収入についてであります。これは保険税の延滞金や返納金、第三者納付金及びその他いずれの款にも属さない収入等であります。

以上が歳入についての概要説明でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。予算書の13ページをお開き願います。

まず、第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは国保の運営管理に要する経費及び青森県国民健康保険団体連合会へ納付する負担金となっております。

次に、第2項運営協議会費についてであります。これは市の国民健康保険運営協議会に要する経費でありまして、委員報酬と費用弁償などとなっております。

次に、14ページに移りまして、第3項趣旨普及費についてであります。これは制度の趣旨普及に要する経費でありまして、健康優良家庭表彰事業及びパンフレットの作成などに要する経費となっております。

次に、第2款保険給付費についてであります。これは被保険者の窓口負担以外の医療費など保険者が負担する経費でありまして、主なものとしたしましては、第1項療養諸費の療養給付費保険者負担金、第2項高額療養費の高額療養費保険者負担分、15ページに移りまして、第4項出産育児諸費の出産育児一時金、第5項葬祭諸費の葬祭費などとなっております。

次に、第3款国民健康保険事業費納付金についてであります。財政運営



の責任主体となる都道府県に国保税などを財源に市町村が納付するものでありまして、第1項医療給付費分、16ページに移りまして、第2項後期高齢者支援金等分、第3項介護納付金分として県から示された納付金を計上するものであります。

次に、第4款共同事業拠出金についてであります。退職者医療制度の対象者把握に要する経費を計上しております。

次に、第5款財政安定化基金拠出金についてであります。これは国保財政の安定化を図るため、県に設置される財政安定化基金から災害や企業の破綻等の発生により保険料収納不足となって貸付けを受けた際に、交付額の3分の1を負担して補填する拠出金であります。

次に、17ページに移りまして、第6款保健事業費についてであります。これは被保険者の保健事業や予防事業に要する経費でありまして、第1項特定健康診査事業費では、特定健診及び特定保健指導に要する経費を計上しております。

18ページに移りまして、第2項保健事業費では、レセプト点検員報酬等の医療費適正化事業、人間ドック等の事業に要する経費などを計上しております。

次に、第7款基金積立金は、財政調整基金の利子収入を基金に積立てするものであります。

次に、19ページに移りまして、第8款公債費についてであります。これは一時借入金の利子の支払いに要する経費であります。

次に、第9款諸支出金についてであります。第1項償還金及び還付加算金は、国保税の還付金のほか、県の普通交付金の前年度精算に要する経費であります。

第2項繰出金は、川内及び脇野沢の両直営診療所運営費に係る繰出金であります。

次に、第10款予備費は、1,000万円を計上しております。

以上が歳出についての概要説明でございます。

これで令和2年度むつ市国民健康保険特別会計の予算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 来年度の国保は負担増にならないということは、あらかじめ聞いていますけれども、今回負担増にならなかった理由ということをお示しくください。構造的な問題があるということで、県に一本化されるときに

国からの支援金はたくさん入りましたけれども、その地域で頑張ったことに対する交付金等もたしかあったと思います。まず、どういうことで今回は値上がりしないで済んだかということをお聞きします。

それから、「骨太の方針2019」というので、これから法定外繰入れをしないようにというふうなご指導があったということをお聞きしています。そして、徴収を強化するその努力に対して、そしてその姿勢に対してペナルティーが科せられるというふうなことも聞いていますが、この2つのことについてお聞きします。

○委員長（鎌田ちよ子） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（石田隆司） お答えいたします。

本年度の国保税につきましては、従前のおりとさせていただいております。国保会計62億円のうち県からの交付金、保険給付費が43億4,000万円入りますが、その他18億6,000万円につきましては、国保税や基盤安定の交付金などでバランスが取られておりますことから、税率改正は必要ないと考えてございます。

また、法定外繰入れについてでございますが、この分につきましては保険者努力支援制度などの点数の算定となるものでございます。当市におきましては、従前どおり赤字解消のための法定外繰入れなどございませんので、影響ないと考えてございます。

○委員長（鎌田ちよ子） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 国からのペナルティーというのは、現実にあるということをお伺いしましたけれども、基本的にその自治体で、値上りを防ぐために法定外繰入れをするかしないかの判断はあくまでも自治体に任せられている。このような姿勢について、私はそうだと思うのですが、むつ市としてはどのように考えていますでしょうか。

○委員長（鎌田ちよ子） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（石田隆司） 法定外の繰入れにつきましては、その市町村で決定できるというところはそのとおりでございます。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 15ページの第2款保険給付費のところ、出産育児費についてちょっとお聞きいたします。

126万円の出産育児一時金が減額になってはいますが、これは国保加入者だけの、子供の減少と思われそうですが、大体何十人ぐらい今まで減少してきているか、分かる範囲で教えてください。

○委員長（鎌田ちよ子） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（石田隆司） お答えいたします。

新年度予算につきましては、35件を見込んで計上してございます。実績で申し上げますと、平成29年度58件、平成30年度56件となっております。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。

これで議案第19号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第20号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（佐藤孝悦） それでは、議案第20号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

本特別会計は、徴収いたしました保険料と一般会計から繰入れいたしました保険基盤安定負担金を保険者であります青森県後期高齢者医療広域連合に納付することを目的としたものであります。

予算書の6ページをお開き願います。令和2年度の予算編成に当たりましては、平均被保険者数を9,030人と見込んで積算しております。総括表に明示してありますように、令和2年度の予算総額は歳入歳出共に5億9,459万9,000円となっており、前年度と比較して5,566万4,000円の増となっております。

次に、7ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料は、本制度を運営するための保険料で、徴収率につきましては、特別徴収と普通徴収を合わせて現年度分の徴収率を99.62%、滞納繰越分を50%と見込んでおります。

第2款手数料は督促手数料であります。

第3款繰入金は、県及び市が負担する保険基盤安定負担金で、一般会計か

らの繰入金であります。

第4款繰越金は、令和元年度本特別会計の剰余金を見込んだものであります。

次に、8ページに移りまして、第5款諸収入は保険料延滞金、還付金及び還付加算金、その他雑入であります。

次に、9ページに移りまして、引き続き歳出についてご説明いたします。第1款後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。これは保険料や繰入金といった歳入相当分を広域連合に納付するためのものであります。

第2款諸支出金は、過年度分の保険料還付金、還付加算金及び督促手数料等の一般会計への繰出金を計上しております。

以上が令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についての説明でございます。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。

これで議案第20号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第21号 令和2年度むつ市介護保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） それでは、議案第21号 令和2年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。予算書の8ページをお開き願います。

総括表に明示してありますように、令和2年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ66億1,825万1,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、1億3,842万8,000円、率にして2.1%の増となっております。

介護保険特別会計は、歳出の第2款保険給付費と第3款地域支援事業費で

予算全体の約98%を占め、この2つの額が定まりますと、その給付額、事業費にそれぞれ定められた交付率、補助率を乗ずることにより歳入の主要な部分が決定されるという会計の性質を踏まえ、歳出、歳入の順でご説明いたしますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

それでは、歳出についてご説明いたします。14ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは介護保険運営事務に係る事務経費となっております。

次に、第2項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費についてありますが、これは介護認定に要する経費でありまして、主なものといたしましては、職員5名分の給与費及び介護認定審査会委員の報酬などとなっております。

次に、15ページ、第2目認定調査等費についてありますが、これは介護認定の調査に要する経費でありまして、主なものといたしましては、認定調査員の報酬のほか、主治医意見書作成手数料などとなっております。

次に、第3項計画策定委員会費についてありますが、これは第8期介護保険事業計画策定のための委託料及び策定委員会開催に要する経費などとなっております。

次に、16ページ、第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費についてありますが、これは第1目居宅介護サービス給付費から、第10目特例居宅介護サービス計画給付費までの訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービスと住宅改修費等に係る法定負担分に要する経費などとなっております。

次に、17ページ、第2項介護予防サービス等諸費についてありますが、これは第1目介護予防サービス給付費から、第8目特例介護予防サービス計画給付費までの予防給付に係る法定負担分に要する経費などとなっております。

次に、第3項その他諸費についてありますが、これは国民健康保険連合会への審査支払手数料となっております。

次に、18ページ、第4項高額介護サービス等費についてありますが、これは第1目高額介護サービス費及び第2目高額介護予防サービス費とも高額な介護費用の軽減に要する経費となっております。

次に、第5項特定入所者介護サービス等費についてありますが、これは第1目特定入所者介護サービス費から、第4目特例特定入所者介護予防サービス費までの介護保険3施設における食費、居住費等の低所得者層の負担軽減に係る法定負担分に要する経費となっております。

次に、第6項高額医療合算介護サービス等費についてであります。これは第1目高額医療合算介護サービス費及び第2目高額医療合算介護予防サービス費共に医療と介護の自己負担の年間合算額における負担軽減に係る法定負担分に要する経費となっております。

次に、19ページ、第3款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費についてであります。これは要支援1、2の方の介護予防訪問介護と介護予防通所介護のサービス費やケアプランの作成に係る法定負担分に要する経費となっております。

次に、第2項一般介護予防事業費についてであります。これは65歳以上の第1号被保険者と、その支援活動に関わる方に対して行われる介護予防事業のための経費でありまして、主なものといたしましては、高齢者の孤独、孤立防止のための地域サロンや高齢者の通いの場の構築に要する経費などとなっております。

次に、20ページから21ページにかけての第3項包括的支援事業費・任意事業費についてであります。これは高齢者の権利擁護に係る経費のほか、地域包括支援センターの運営に係る経費、在宅医療・介護連携に係る経費、小学生を対象とした認知症フレンドリーキッズ事業など、認知症施策に要する経費となっております。

次に、第4項その他諸費は、地域支援事業に係る審査支払手数料であります。

次に、22ページ、第4款第1項財政安定化基金拠出金についてであります。これは資金の貸付けや交付を行うために設置している県の財政安定化基金への拠出金でありまして、科目存置のため計上したものであります。

次に、第5款第1項基金積立金についてであります。これは財政調整基金の利子を積立てするものであります。

次に、第6款第1項公債費は、介護給付費の支払いに要する一時借入金の利子であります。

次に、第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、保険料の還付金などであります。

次に、第8款では予備費を計上しております。

以上が歳出の説明であります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。戻りまして、予算書の9ページをお開き願います。

第1款保険料、第1項介護保険料についてであります。これは65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料でありまして、12億2,631万5,000円を計

上しております。前年度と比較いたしまして、1億592万2,000円の減額となっておりますが、令和元年10月から実施されております低所得者に対する介護保険料の軽減の強化によるものであります。

次に、第2款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目認定審査会負担金についてであります。これは下北圏域介護認定審査会を共同設置している各町村の負担金であります。

次に、第3款使用料及び手数料、第1項手数料についてであります。これは介護保険料の督促手数料であります。

次に、10ページ、第4款国庫支出金、第1項国庫負担金についてであります。これは保険給付費のうち、施設給付費の15%とその他の給付費の20%に対し交付を受けるものであります。

次に、第2項国庫補助金、第1目調整交付金についてであります。これは後期高齢者の加入割合及び所得段階別被保険者割合を基に市町村間の格差を是正するための交付金であります。第2目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業に係る交付金、第3目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業に係る交付金であります。第4目保険者機能強化推進交付金は、市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するための交付金であります。

次に、第5款支払基金交付金、第1項支払基金交付金についてであります。これは40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の支払基金からの交付金でありまして、第1目介護給付費交付金、第2目地域支援事業支援交付金とも事業費の27%を見込んでおります。

次に、11ページ、第6款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金についてであります。これは保険給付費のうち、施設給付費の17.5%、その他の給付費の12.5%の交付を見込んでおります。

次に、第2項財政安定化基金支出金についてであります。第1目交付金、第2目貸付金とも科目存置のため計上したものであります。

次に、第3項県補助金、第1目地域支援事業交付金についてであります。これは介護予防・日常生活支援総合事業に係る交付金でありまして、給付割合は12.5%、第2目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業に係る交付金で、給付割合は19.25%であります。

次に、12ページ、第7款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金についてであります。これは財政調整基金の運用利子収入であります。

次に、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金についてであります。これ

は給付費等に係る市の負担分として一般会計から繰り入れるものでありまして、第1目は介護給付費繰入金、第2目は介護予防・日常生活支援総合事業に係る地域支援事業繰入金、第3目は第2目以外の地域支援事業繰入金、第4目はその他一般会計からの繰入金として、事務費、要介護認定等繰入金及び低所得者介護保険料軽減負担分繰入金を計上しております。また、第4目その他一般会計からの繰入金について、前年度と比較いたしまして1億759万2,000円の増となっておりますが、これは低所得者に対する介護保険料の軽減分について、国・県及び市の負担分を一般会計から繰り入れ、介護保険料の減収分を補填するためのものであります。

次に、13ページ、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金は、収支の不足が見込まれる場合、財源に充当するための繰入金であります。

次に、第9款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料は、第1号被保険者の延滞金であります。

次に、第2項雑入は、第1目第三者行為納付金、第2目が不当利得等返納金であります。

以上が歳入についての説明であります。

これで令和2年度むつ市介護保険特別会計予算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 1号の保険料の軽減措置が取られているということ、これは去年の10月の消費税増税以後だと思うのですが、何名ぐらいの方がこのような保険料負担の軽減を受けているのでしょうか。

それからまた、滞納している方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（鎌田ちよ子） 高齢者福祉課長。

○福祉部高齢者福祉課長地域包括支援センター所長（池田雅文） お答えいたします。

介護保険料軽減強化による対象者は8,746人となります。滞納状況につきましては、平成30年度末となりますが、滞納者は567名となっております。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 65歳以上の方で、全体の人数と介護認定を受けて利用している方の数をお知らせください。

○委員長（鎌田ちよ子） 高齢者福祉課長。

○福祉部高齢者福祉課長地域包括支援センター所長（池田雅文） 認定状況につきましては、平成30年度末となりますが、3,756名となっております。実



際の利用者数となりますと、約3,000名の利用者となっております。

65歳以上人口は、1万8,553名となります。

○委員長（鎌田ちよ子） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） ありがとうございます。約何割でしょうか。1万8,553名のうちの、認定を受けた方は3,756名で、全体的に利用している方は約3,000名ということですね。介護予防等の新たな計画等がありますでしょうか。

○委員長（鎌田ちよ子） 高齢者福祉課長。

○福祉部高齢者福祉課長地域包括支援センター所長（池田雅文） 介護予防の施策としましては、今まで以上にいきいき100歳体操などの運動等の機能強化を行って、介護予防に努めていきたいと考えております。

○委員長（鎌田ちよ子） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） これからの高齢者の方、団塊の世代が75歳を超えるということが大きい問題になっていきますけれども、やはり知的好奇心の高い方たちがたくさんいらっしゃると思います。ですから、運動機能もそうなのですから、そういった知的なやっぱり興味を、ということも含めて、介護予防に含めてこれから考えていっていただきたいなと思いますので、お願いします。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 大事なことを聞き忘れました。先ほど滞納者が567名いると言いましたけれども、介護予防とか支援はまずともかくとして、本当に介護を受けなければならない状況に陥ったときに、滞納者の方は介護サービスを受けられないのでしょうか。どうなっているのでしょうか。

○委員長（鎌田ちよ子） 高齢者福祉課長。

○福祉部高齢者福祉課長地域包括支援センター所長（池田雅文） 滞納状況により、介護給付を制限することは行っておりません。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。

これで議案第21号について質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時36分 再開

○委員長(鎌田ちよ子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第22号 令和2年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画政策部長。

○企画政策部長(吉田和久) それでは、議案第22号 令和2年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明いたします。

この会計は、公共用地の先行取得、具体的には田名部まちなか団地建設事業用地、道の駅整備事業用地に関する償還事務に係る会計でありまして、予算総額は歳入歳出共に1億6,817万3,000円を計上しております。

まず、7ページの歳入についてご説明いたします。第1款繰入金についてありますが、これは長期債償還金及び長期債利子償還金に要する経費を一般会計から繰入れするものであります。

第2款財産収入についてありますが、これは令和2年度の(仮称)田名部まちなか団地建設事業開始に伴い、一般会計で買取りするものであります。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。第1款公債費についてありますが、これは両事業用地の購入に係る長期債償還金及び長期債利子償還金となっております。

なお、田名部まちなか団地建設事業用地に係る長期債償還金につきましては、一般会計での買取りのため、残債全額を繰上償還するものとなっております。

説明は以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長(鎌田ちよ子) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。

これで議案第22号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。ご発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鎌田ちよ子) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いた

します。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第23号 令和2年度むつ市魚市場事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

- 大畑庁舎所長(立花一雄) それでは、議案第23号 令和2年度むつ市魚市場事業特別会計予算につきましてご説明いたします。予算書の6ページをお開き願います。

令和2年度予算総額は、歳入歳出共に1,291万5,000円となっております。

次に、7ページに移りまして、歳入の第1款使用料及び手数料についてであります。これは魚市場に係る行政財産目的外使用料であります。

次に、その下の第2款財産収入についてであります。魚市場基金運用収入を計上しております。

次に、第3款繰入金についてであります。これは一般会計繰入金であります。

次に、第4款繰越金及び次のページの第5款諸収入についてであります。これは前年度繰越金と雑入を計上しております。

次に、9ページに移りまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは魚市場事務に係る経費及び運営審議会に係る経費であります。

次に、第2款施設費、第1項魚市場施設費についてであります。これは魚市場の管理に係る経費であります。

次に、第3款公債費についてであります。これは長期債元金償還金及び長期債利子を計上しております。

以上が魚市場事業特別会計予算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長(鎌田ちよ子) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。

これで議案第23号について質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鎌田ちよ子) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第24号 令和2年度むつ市水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長(濱谷重芳) 議案第24号 令和2年度むつ市水道事業会計予算についてご説明いたします。予算書の1ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量であります(1)給水戸数は2万4,472戸、(2)年間総給水量は669万6,451立方メートルを見込んでおります。(4)主要な建設改良事業として水道管路緊急改善事業、水道施設整備事業及び配水管整備事業を計上しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額であります(1)この予算科目は経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、収入の第1款水道事業収益は17億7,383万3,000円で、主なものといたしましては、給水収益となっております。支出の第1款水道事業費用は、16億4,646万4,000円を計上しており、主なものといたしましては、事業運営に係る部門別経費のほか、減価償却費及び支払利息などとなっております。

この結果、収支差引きで1億2,736万9,000円収入が上回る予定をしております。詳細につきましては4ページ、予算実施計画の収益的収入及び支出を参照していただきたいと存じます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額であります(1)この予算科目は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、収入の第1款資本的収入は10億1,384万3,000円で、主なものといたしましては、企業債及び一般会計負担金などとなっております。支出の第1款資本的支出は、17億2,244万8,000円を計上しており、主なものといたしましては、脇野沢地区の配水場築造及び送配水管の布設工事を実施するほか、中央監視装置の更新、水管橋架け替え工事などを実施することとしております。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 7 億 860 万 5,000 円は、条文の括弧書きのとおり、過年度分損益勘定留保資金などで補填することとしております。詳細につきましては、5 ページ、予算実施計画の資本的収入及び支出を参照していただきたいと存じます。

次に、2 ページをお開き願います。第 5 条の企業債についてであります。これは予算第 4 条の資本的収入の企業債 8 億 4,200 万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものでありまして、御覧の表のとおりとなっております。

第 6 条は、一時借入金の限度額を 3 億 7,100 万円と定めております。

第 7 条は、予定支出について、各項間で流用することができることを定めたものであります。

第 8 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と企業管理者の交際費を定めております。職員給与費の詳細につきましては、7 ページから 10 ページまでの給与費明細書を参照していただきたいと存じます。

第 9 条は、量水器及び配水管等の補修材料の購入に係る棚卸資産の購入限度額を 2,320 万円と定めております。

財務の状況につきましては、3 ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと存じます。

以上が令和 2 年度むつ市水道事業会計の予算概要でございます。ご審査のほどよろしく願います。

○委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 水道事業について質疑いたします。

今回の事業予定は、脇野沢配水場ということですが、そのほか中央の企業局ということですね。これからやっていかなければならない配管の入替え等は、どういうところがまだあるのでしょうか。老朽化した配管の交換等について。

○委員長（鎌田ちよ子） 施設課長。

○公営企業局施設課長（川島一彦） 令和 2 年に関しましては、脇野沢配水場、ポンプ場を建設予定しております。公営企業局が管理する水道管路の平成 30 年度の総延長約 501.7 キロメートルに対し、地方公営企業法で定める法定耐用年数 40 年を超えた水道管を老朽管といたしますと、その延長は約 20.6 キロメートルで、水道管総延長の約 4.1% となっております。

これからにつきましては、脇野沢、令和 5 年の完成をめどに、ほか地区に

関してもまた考えて、これから進めていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 40年を超えて更新しなければならないところがまだ20.6キロメートルあるということですがけれども、地域としてはどういう地域でしょうか。

○委員長（鎌田ちよ子） 施設課長。

○公営企業局施設課長（川島一彦） 地区別で申しますと、むつ地区に関しましては、全体延長が314.0となっております。それに対して……すみません、ちょっと時間をもらいたいと。よろしくお願いいたします。

（不規則発言あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 施設課長。

○公営企業局施設課長（川島一彦） 大変申しわけありません。後ほど回答させていただきます。すみません。

○委員長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。

これで議案第24号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第25号 令和2年度むつ市下水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（濱谷重芳） それでは、議案第25号 令和2年度むつ市下水道事業会計予算についてご説明いたします。下水道事業につきましては、令和2年度より地方公営企業法を適用することから、予算書の様式を改めております。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量で

ありますが、(1) 排水戸数は3,125戸、(2) 年間総処理水量は80万7,835立方メートルを見込んでおります。(4) 主要な建設改良事業として、下水道整備事業及び改築更新事業を計上しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。この予算科目は経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、令和2年度の予算総額は収入支出共に12億734万円となっております。収入の主なものといたしましては、第1款下水道事業収益、第1項営業収益では下水道使用料、第2項営業外収益では一般会計からの補助金、負担金及び固定資産償却に伴う長期前受金戻入などとなっております。支出の主なものといたしましては、第1款下水道事業費用、第1項営業費用では処理場施設の維持管理及び減価償却費、第2項営業外費用では企業債利息及び一時借入金利息に係る支払利息、第3項では公営企業会計移行に伴う費用として、その他特別損失などとなっております。詳細につきましては4ページ、予算実施計画の収益的収入及び支出を参照していただきたいと存じます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。この予算科目は将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、収入の第1款資本的収入は11億1,657万円を計上しており、第1項企業債は下水道管渠整備等に充てる企業債など、第2項国庫補助金は社会資本整備総合交付金、第3項一般会計負担金は一般会計からの繰入金、第4項受益者負担金及び分担金は下水道整備事業に充てる受益者負担金及び分担金となっております。支出の第1款資本的支出は14億5,862万9,000円を計上しており、第1項建設改良費では、主に下水道整備及び改築更新に要する費用、第2項企業債償還金では、企業債の元金償還に要する費用を計上しております。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,205万9,000円は、条文の括弧書きのとおり、当年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。詳細につきましては、5ページ、予算実施計画の資本的収入及び支出を参照していただきたいと存じます。

第4条の2の特例的収入及び支出についてであります。公営企業会計移行年度以前に発生した債権及び債務について、移行後に未収金及び未払金として整理する金額を共に2,117万9,000円としているものであります。

次に、2ページをお開き願います。第5条の債務負担行為についてありますが、これは債務負担に係る事項、期間及び限度額を定めているものでありまして、御覧の表のとおりとなっております。

第6条の企業債についてであります。これは予算第4条の資本的収入の

企業債 7 億 2,280 万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものでありまして、御覧の表のとおりとなっております。

第 7 条は、一時借入金の限度額を 14 億円と定めております。

第 8 条は、予定支出について、各項間で流用することができることを定めたものであります。

第 9 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を定めております。職員給与費の明細につきましては、7 ページから 10 ページまでの給与費明細書を参照していただきたいと存じます。

第 10 条の他会計からの補助金についてであります。これは不採算事業であります下水道事業の運営に充当するため、一般会計から補助を受ける金額を 2 億 886 万 2,000 円としているものであります。

財務の状況につきましては、3 ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと存じます。

以上が令和 2 年度むつ市下水道事業会計予算の概要でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（鎌田ちよ子） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。

これで議案第 25 号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第 25 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

ここで、先ほどの濱田栄子委員の議案第 24 号 令和 2 年度むつ市水道事業会計予算の質疑に対する答弁漏れについて施設課長から発言の申出がありますので、これを許可します。施設課長。

○公営企業局施設課長（川島一彦） 先ほどの法定耐用年数 40 年を過ぎた各地区の距離についてお答えいたします。

むつ地区に関しては 12.0 キロメートル、川内地区に関しましては 2.4 キロメートル、大畑地区に関しましては 0.7 キロメートル、脇野沢地区に関して



は5.3キロメートル、全体で20.6キロメートルとなっております。

以上です。

○委員長（鎌田ちよ子） 以上で本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 1時59分 閉会）

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会予算審査特別委員会

委員長 鎌田 ちよ子